

保健面における注意事項

1 健康観察について

- ・ **登校前に必ず検温と体調チェックを行ってください。**
- ・ **発熱（平熱より高い場合）や、風邪の症状がある場合は絶対に登校しないでください。** 受診の有無にかかわらず、**解熱剤等を服用しなくても発熱や症状が無い状態で48時間以上経過するまでは自宅で休んでください。**（別表参照）
- ・ 登校後、発熱や風邪の症状が確認された場合には、保護者様に連絡した上で下校させます。状況により保護者様にお迎えを依頼することがあります。
- ・ 検温せず登校した場合や、登校途中に具合が悪くなった生徒は教室に入れません。指定した場所で体調チェックを行うので登校指導の教員に申し出てください。（**直接保健室には来ないでください。**）
- ・ 登校後に具合が悪くなった場合も保健室ではなく指定された場所で体調チェックを行います。ケガの処置は保健室で対応します。

2 緊急連絡先について

- ・ **学校からの連絡は常にとれるようにしておいてください。** やむを得ず、保護者様に連絡がつきにくいご予定がある日は、緊急時にどう対処するかを生徒と確認しておいてください。
- ・ **登校日に健康手帳を返却します。** **緊急連絡先、保険証の有効期限等の確認をお願いします。**（中1は記入不備や確認事項のある生徒のみ返却します。）次回登校時に必ず学校に提出してください。
- ・ 生徒が体調を崩した場合、複数の連絡先でも保護者様に連絡がつかず、待機時間が長時間に及ぶ場合は、状況を確認した上で連絡が取れなくても下校させることがあります。その場合は生徒が帰宅したことを確認するようにします。

3 自宅を出る時点から帰宅するまで**マスクを着用**してください。

4 手拭き用の**ハンカチ・タオルを携行**してください。個人持ちとし貸し借りしないでください。

5 中高とも下足室付近に消毒薬を設置します。手指の消毒を行ってから教室に上がってください。また**こまめに手洗いを行う**ようにしてください。

6 以下の場合には出席停止となるので学校へ連絡してください。

（別表参照）

- ・ 新型コロナウイルス感染が判明した
- ・ 濃厚接触者と認定された
- ・ 発熱や風邪の症状があるとき
- ・ 同居家族が濃厚接触者と認定された（保健所が登校の可否について個別に判断します。）
- ・ 基礎疾患等のある生徒で、主治医と相談した結果、登校すべきでない判断された場合